

卷頭言  
論 說

研究の再構築

『史記』日者列伝と漢代「日書」の関係に関する再検討

王景創 (柿沼陽平訳)

飯山 知保

李鴻章の丁憂と帰任再考

柏 天野

中華民国時期江蘇省南通県金沙鎮における農村経済の発展

——頭総廟を例として——

弁納 才一

翻訳論説

古代中華帝国形成期における財政の変容

マキシム・コロルコフ  
(柿沼陽平訳)

——前四世紀後半から前一世紀を中心に——(下)

才一

森林之子 林光演先生訪問記録

蕭慧琴・陳淑容 (弁納 才一訳)

訳 注

『慈漢黄氏日抄分類』申明訳注その五

卷七二 申明三 第三任分司鎮江條陳轉般倉事(上)

宋代史ゼミナール

紀行文

金牛道広元・梓潼段沿線三国関連遺跡踏査記

柿沼陽平・王博・鮫島玄樹

河南省許昌市三国志関連遺跡踏査記

柿沼陽平・王博・鮫島玄樹・平林優一

二〇二五年朝鮮古代遺跡踏査記

韓相賢・福島理生・森田大智  
笠井雄元・小川清香・油屋凜々香

陝西省南部・甘肅省南部秦漢三国史跡等踏査記

加計翔成・斎藤賢  
新津健一郎・峰雪幸人

二〇二五年夏渤海国史跡調査紀行

王一嘯・栗林聡・盛嘉

——上京城址・敖東城址・六頂山墓葬・中京城址・鴻臚井の碑——

新刊紹介

平林 優一

追悼文

野中 敬

彙 報

293 289 287 261 225 193 163 139 95 79 67 45 21 2 1

SHITEKI  
史 蹟

## 古代中華帝国形成期における財政の変容 ——前四世紀後半から前一世紀を中心に（下）——

マキシム・コロルコフ (Maxim Korolkov)

(柿沼陽平訳)

### 第三節 漢の財政転換・帝國的コンセンサスへの移行（前二～一世紀）

秦帝国の崩壊は、東アジア世界における中央集権的政治的秩序の一時的な解体をもたらした。後継国家のひとつである漢は、最終的に関中の秦本土に対する支配を確立し、さらに巧妙な同盟構築を通じて、名目的に秦帝国の版図の大半を再統一した。だが新しい帝国の半分以上は自律的政体「訳者補…いわゆる諸侯国」によって分割され、その状況は漢代に入ってから半世紀ほどつづいた。財政の分権化は、行政の分権化を伴うものだった。地方の諸侯王国は、収支について相当な自律性を有していた。<sup>(1)</sup> それとともに、秦の財政モデルの中核的要素は徐々に放棄され、固定的低率税制が形成されていっ

た。この体制は中央政府にとって、より予測しやすい収入の流れを生んだ。そして監視コストは低減され、分配された資源や税収へのアクセスを通じて地方エリート層を取り込むための基盤が築かれた。これらの目標は、国家が非常時に資源を動かす能力の低下と、財政問題に関して中央政府のエリート層への依存度の増大という代償を伴って、達成された。

財政制度の変化は、継続する経済発展、すなわち貨幣供給量と貨幣経済の拡大によって条件づけられていた。秦の崩壊は、貨幣発行能力を含む中央政府の生産能力を劇的に低下させた。その空白を私鑄銭が埋めた。前漢最初の七〇年間ではおおむね、私鑄銭は合法だったので、政府は銭の重量を安定させようと何度も試みたが、半両銭は継続的に価値を下落させた。<sup>(2)</sup> かくして銭の流通量は大きく増え、国家にとって労役や現物税の銭納化がますます可能となった。貨幣経済と労働

市場の進展は、国家が労働力を直接動員する必要性を減少させた。漢初の法制改革の結果、労役刑徒は劇的に減少した。同様に、長期的労役制と定期的徴兵制は、前漢時代を通じて徐々に衰退し、後漢時代（二五〇年）に廃止された。

漢の財政組織は、秦のそれよりもはるかに幅広く研究されてきた<sup>(4)</sup>。以下本節では、帝国財政転換の動きや、その中央政府・官吏・地方エリートに対する分配のもつ意味、さらには帝政中国財政史の長期的パターンへの影響に焦点を当てる。

### 三―一・労役と現物賦役の貨幣化

漢の財政転換の多くの要素に当てはまると同様、労役の貨幣化もまた戦国秦の統制経済の慣行に根ざすものだった。労役に対して一定の貨幣的・商品的価値を公的に課すことは、その代替可能性を法的に認めることを意味した。戦国後期の秦の律令は、個人が国家への労役義務を他人、さらには動物の提供する同価値の労役で代替することを許していた<sup>(5)</sup>。漢初までに労役代替者は広く雇用可能となっており、賃金は市場状況に応じて大きく変動し得た<sup>(6)</sup>。

労役代替制度は、もともと私的当事者間の非公式な取り決めとして発展したが、労働供給の柔軟性を高める方法を模索するなか、国家によってすぐに承認されるに至った<sup>(7)</sup>。前二世紀中頃までには、地方レベルで徴収される労役と人頭税は、「賦税」の語のもとで慣例的に統合され、これは「奉仕と税

のあいだの交換可能性」を反映していた<sup>(8)</sup>。統合された「賦税」の徴収の具体的仕組みは不明のままだが、地方当局が労働の実需要に応じて決定したのである。ひとたび需要が満たされるや、余剰労役は銭納へ振り替えられた。この財政的措施は、国家財政によって非自由労働力を縮減せんとする漢初の皇帝の幅広い政策の一環だった。前漢後期になると、労役の貨幣化は、「更賦」という新税制の出現をもたらした。これは、労役代替のための私的市場取引を継承するために設計されたものだった<sup>(9)</sup>。この税収は、政府が必要とする時と場において労働者を雇用するため用いられ、とくに帝国本土から大量の銭が送られる辺境地域で重要だった<sup>(10)</sup>。

現物税の銭納への変更はすでに統一秦期に始まっていた。律令は、戸税の銭納を認めており、少なくとも一部の地域では芻粟税もそうだった<sup>(11)</sup>。漢初の「田律」は、芻粟税の銭納を帝国全体の慣行として認めていた。地方官吏は各地の原料需要が満たされるや、当該税の銭納化を命じられた<sup>(12)</sup>。政府における現物収入の必要度が減ったのはいくつかの要因があるが、とくに秦崩壊後に官営牧場の多くが破壊されたことが大きいのではない。漢初の皇帝は、国家経済にとって重要なこの施設を復興できず、おそらく復興する意思もなく、ゆえにその維持に不可欠な大量の芻粟をも必要としていなかった<sup>(13)</sup>のである。

### 三―二、強制労働制度の衰退

経済史家のウォルター・シャイデルは、古代中国とローマ世界における奴隷制と労役の比較研究のなかで、両世界における労役体制の違いを説明するさい、国家の役割が決定的だったとした。そして、前者では私的奴隷制が典型的だったが、後者では「(国家が管理・運営する) 広範な強制労働収容所的な刑徒制度」が発達したとした<sup>(14)</sup>。しかし、国家的に組織化された非自由労働制度は、中国古代帝国経済の本質的特徴ではなかった。それは戦国末期の秦における経済条件と財政・行政慣行に基づく、特定の構成の産物だった。この制度は版図拡大の過程で形成され、国家による労働力と現物資源の直接的動員を前提とする、秦の「重農主義的」収奪モデルの一部だった。だがこの制度は戦国末にはすでに深刻な負担にさらされており、非自由労働経済の運営コストを削減するための新たな政策と慣行が発展し、その過程で私的市場が重要な役割を果たすようになり、秦崩壊後にこの動きは加速した。

伝統的な歴史叙述においては、文帝(在位前一八〇―一五七年)の重大な法制改革<sup>(15)</sup>、すなわち刑徒の身体刑廃止・財産没収刑廃止・有期刑導入は、仁政の典範として称賛されてきた。現代の研究者も当該改革を中国古代帝国の法制史上・社会史上の画期的事件のひとつとしているが、彼らはまた、皇帝と側近が秦代にまで遡る労役刑徒制の発展の長期的潮流に立脚していたことも指摘している。とくに有期刑は、対政府

負債を返済するための労役(返済に要する期間に応じて変化)に起源をもっており、これはまた、既決囚がさらに罪を犯した場合の付加刑にも根ざしていた<sup>(16)</sup>。さらに先学は上記法制改革と、対非自由労働力の政府的需要の減少、国家経済(大半はおそらく刑徒による常備軍<sup>(17)</sup>)の費用削減努力との関連を強調している。

通例的な恩赦とともに行われた労役刑徒改革は、秦をも苦しめたその維持費問題に関する急進的解決策だった。ほかの措置として秦は、国家による雇用期間外に自ら稼ぐことを認める刑徒身分を創設した。文帝の改革はこれらの措置を不要にし、結果、「奴婢」身分は徐々に消滅した<sup>(18)</sup>。漢代の強制労働力の濫用と、秦代の膨大な刑徒数に対する強い批判は、前漢中期までに非自由労働力規模が秦代のピーク時より著しく縮小したことを示唆する。

非自由労働需要の減少には多くの要因があった。それには、国家が司る生産・流通システムの縮小、政府の統治する版図の劇的縮小、辺境拡張の一時的停止、そして人的資源に対する直接支配への依存度が少ない財政政策への移行が含まれていた。大規模労役刑徒集団の主要な雇用者のひとつだった県級の田官は、統一秦代にすでに衰退しはじめており、前漢期には祭祀以外の機能を捨てていた<sup>(19)</sup>。

帝国の版図のほぼ三分の二(長江以南のほぼ全域を含む)が前漢高祖の支持者と親族に分封されるや、中央集権的政府

は劇的に縮小した。続く五〇年間、彼らは半自律的な諸侯国として統治された。それに伴い、行政上の佐や走吏（しばしば刑徒から徴発）の需要も減った。同様に重要なのは、定率収獲税制への移行、私的土地所有の承認、官営の土地分配事業の縮小が、戦国秦の財政制度ほど集中的でないにせよ、課税基盤を拡大させたことである。これによって、集約農業生産地を開発すべく中央政府が労働力を直接統制する必要性は、実質的に低下したのである。

### 三―三・ 国家の収入と支出の規律化

秦の財政制度は軍事遠征のために発展し、ゆえに国家支出の急増に対応できるよう設計されていた。これは、戦略的に重要でかつ物流的に有利な地域における国家的収奪の集中や、国家支出に関する意思決定の中央集権化、そして中央政府が使用するはずの歳入を私人が保持し、もしくは独占するのを防ぐための資源と地方財政担当者の厳密な監視によって、達成された。この制度は、高祖（前二〇二―前一九五年）が叛将や独立勢力と戦った漢初までつづいた。地方封建諸侯もたらず軍事的脅威は、前一八〇年末までに減少し、中央政府―版図東側の自律的諸侯国間に政治的妥協が成立した。文帝期（在位前一八〇―前一五七年）と景帝期（在位前一五七―前一四一年）は、伝世文献において平和と繁栄の時代として称えられている。<sup>20</sup>

かかる数十年のうちに、地税の原則は根本的に改訂された。定率収獲税の最初の試みは、高祖と後継者の恵帝（在位前一九五年―前一八八年）のとき行われた。文帝期を通じて試行されつづけ、最終的には前一五六年に、名目平均収獲量の三〇分の一に固定された。<sup>21</sup> 定率税制への移行は、おそらく秦の征服以前に戦国東部で適用されていたが、中央政府の統治範囲が前漢成立後半世紀のうちに当該経済的先進地域へ徐々に拡大したことで必要となり、高祖の遠征完了後の軍事費削減に伴って可能となった。後述する他要因と相まって、軍事費削減は国家全体の支出を安定させ、税率を下げる条件を作り出した。<sup>22</sup>

人頭税も漢初に常制化された。先述のとおり秦の財政制度では、家計や個人に対して多くの賦税が課された。伝世史料によれば、これらの賦税の多くは軍事的起源をもち、おそらく臨時賦課税として始まったが、前三世紀末までに少なくとも一部は定期徴収されていた。漢初には、新しい銭納人頭税の算賦が導入された。これも秦帝国の過度に複雑な法制・財政制度を簡素化・規則化する試みのひとつと解せる。<sup>23</sup> だが算賦の年額は未固定だった。それは、地方官府の支出（ますます銭納化のすすむ吏俸を含む）におうじて決定された。景帝初年の湖北省鳳凰山の官吏墓出土文書には、複数の里に対する徴税記録が含まれている。<sup>24</sup> 税は年間複数徴収され、各徴収額は異なっていた。先学は、徴税のスケジューリングが県官の支

出に即していたとする。県官の支出は毎年変動したので、賦税の年額は未固定だったのである。<sup>(25)</sup>

地税同様、財政の変化の合理性を理解するには、徴税パターンと国家支出の関係を検討する必要がある。漢初に地方官府は吏俸のため、人頭税の収入の大部分を保持していた。これは、吏俸を錢よりも穀物で払っていた秦の慣行からの抜本的脱却だった。実際、秦の地方官吏の多くは、労役義務の履行として徴用されていたのであり、専門的な常勤官僚だったわけではなかった。<sup>(26)</sup>ごく少数の官吏のみが、毎月定額の穀物配給を受けた有秩に属していた。よって国家の人件費支出は、時と場によって変化する雇用官吏数に応じて、大きく変動し得た。

この状況は、常勤官吏俸禄制が拡大し、従来交替制による下級官吏をも取り込んだ前漢時代に、変化した。<sup>(27)</sup>これが、地方官吏の中央政府に対する集団的交渉力の増大の結果か、意識的かつ計画的な政策の結果か、それともその両方によるかは不明だが、常勤官吏俸禄制への移行は、国家支出を推計しやすくした。前漢期の某時点で、成人の人頭税は年間一二〇錢に固定され、この数字は漢制に関する伝世文献にみえる。<sup>(28)</sup>前漢末には、官僚機構を維持するための年間支出は、当時の著述家たちに広く知られ、論じられるほどに安定していた。<sup>(29)</sup>

前漢期の官吏と軍務の専門化と、戦争関連費用の減少（武帝の匈奴遠征を除く。後述）は、国家支出の規則化の重要な

要因で、それは定率的な財政体制への移行を容易にした。実質的に中央政府は、平時の国家運営に必要な余剰生産分の割合を定義し、それを被支配者、とくに地方エリート層や地方官吏に受け入れ可能な徴収率に換算できた。この二集団の協力は、人口数や耕地面積といった地方情報を得るのに不可欠だった。この合意形成は、財政制度転換の本質的成果だった。それは、漢代財政制度の長期的存続に大きく寄与したが、同時に、帝政中国の国家権力を制約するものでもあった。

### 三―四・歳入の最大化からエリート連合体の満足へ

秦の財政体制には二つの目的があった。第一に、比較的限定された課税基盤から中央政府の歳入を最大化すること。第二に、労働力と現物資源を掌握し、軍事的橋頭堡・輸送路・地方官府の城郭・辺境の前哨基地・記念碑的建設現場等の国家的事業へ直接振り向けること。このモデルには、国家―エリート間で財政交渉を行う余地はほとんどなく、国家が徴収した余剰生産物に対するエリートの取り分はほぼ、もしくは全くなかった。結果、官府勤務は特権でなく義務となった。かかる秦代財政制度のおもな問題のひとつは、中間管理職的な人々の行動を監視するのに莫大なコストがかかったことである。これらの費用は、版図拡張につれて克服困難となった。漢初、もしくはひょっとすると秦代から、中央政府は地方・郡県級の高官以外の全官吏を現地採用しており、これは以後

の帝政中国全体の規範となった。<sup>30</sup> 結果は予測できた。前漢末期に東方の郡に勤めていた吏の私文書から再構築された地方の社会ネットワークは、地方官吏―大土地所有者間に緊密かつ非公式な繋がりがあったことをしめす。かかる関係は伝世史料にもよく記録されている。<sup>31</sup>

秦帝国の崩壊は、進行中の上記過程を加速させた。秦滅亡後、人的資源や資源を直接動員・移送する国家の力が低下したため、中央政府は、ますます進む銭納税の徴収に際して地方社会に協力を仰いだ。これによって、帝国の新しい支配者が地方エリートとの財政的に合意する強い動機が生じた。この展開が、戦国時代の東方出身のうち、非秦系の前漢建国の関係者が帝国中枢に多数進出した時期と一致しているのは、偶然ではあるまい。

前二世紀前半に漸次導入された、低く固定された税率の財政体制には、二つの大きな利点があった。第一に、資源の十分な部分を国家が請求せずに残すことで、地代収取や高利貸しを通じた私的収奪が可能となったこと。第二に、徴税代理人が経済成長の恩恵を享受しつつ、国家には予測可能な収入の流れをもたらしたこと。課税対象人口の増加は、中央当局に報告されず、もしくは過少報告されるが多かった。国家が必要とする純収入が確保される限り、政府は税関連データの不正報告を黙認する傾向があった。実際に、皇帝自身がかような行為の蔓延を嘆いたことがある。<sup>32</sup>

記録例のひとつに、郡吏が高齢者（本人と家族は免税）の数を異常に多く報告し、実際の歳入の相当部分を中央から隠蔽したことがある。<sup>33</sup> 歳入の横領に加え、地方官吏は中央・地方政府間の歳入配分バランスの変更によっても利益を得ていた。この体制では、直接税からの収入の大部分が地元滞留し、おもに吏俸に充てられた。<sup>34</sup> 中央政府は代理人と歳入を奪い合う代わりに、国内の商業拡大で収益性の高まった塩鉄生産販売の独占に強く依存するようになった。<sup>35</sup>

かかる帝国の財政的合意は、中央政府の監視費を減らすとともに、秦の経験がしめすように、国家秩序の受益者でなくばそれを壊しうるエリート連合体を満足させるといふ、二つの問題を解決した。だが同時に、それは緊急支出のための資源動員能力を中央政府から奪い、国家―エリート支持基盤間に潜在的緊張要因を生むこととなった。

### 三―五・緊急支出への解決策――財産課税と商業課税

国家の収支の規則化は、国家―エリート間に長期的財政的妥協を築くのに不可欠だったが、軍事支出急増等の財政的挑戦に対応する中央政府の能力をいちじるしく制約した。漢初の七〇年間は、前一五四年の短期的反乱を除けば、持続的平和を特徴とするものだったが、前二二〇年以降、前漢武帝（在位前一四一―前八七年）は北方遊牧民匈奴に対する一連の遠征を開始した。<sup>36</sup> かかる遠征は約三〇年間続き、前一世紀初頭

に及び、莫大な支出を伴った。数十万の大軍が配備され、人のまばらな過酷な地形を数百キロも補給せねばならなかった。北西辺境には軍事駐屯地が連なり、帝国は中央アジアと属国・同盟国関係を結んだ<sup>(37)</sup>。このころの財政事情はよく知られており、武帝崩御後に展開した政治経済論争のおもな参照点となった<sup>(38)</sup>。ここで関心をよぶのは、秦式財政強化策がもはや利用できなくなつたとき、国家がいかに既存の課税手段を新たな「緊急対応兵器庫」に組み合わせたかである。

財政目的での財産登録および商業課税は秦でもすでに知られていたが、その役割は比較的小さかつた。財産登録は主に、労役賦課をより公平に行うために行われ、裕福な家計が貧困家計よりも先に労役を課されることになっていった。武帝時代、漢政府は商業従事者に6%、工匠に3%の財産税を体系的に課そうと試みた。さらに舟や車にも追加課税がなされた<sup>(39)</sup>。この法律は、商業投資や高利貸しを行う土地所有者を事実上標的にしており、その執行は地方の富裕層に対する大規模な弾圧と地方経済構造の部分的破壊をもたらした<sup>(40)</sup>。

秦の経済経験に根ざすもう一つの財政措置は、塩鉄生産に対する国家独占の導入であった。先に述べた通り、秦は広範な鉄工房ネットワークを運営し、その製品は農民に貸与されていたが、武帝の独占下のように私的鉄器生産が禁止されていたか否かは不明である。塩の独占は異なる原理に基づいており、生産者は国家から道具を借り、固定価格で政府に塩を

販売する義務があつたため、国家は生産ではなく流通を運営していた<sup>(41)</sup>。事実上、塩独占は「均輸」と呼ばれる別の財政政策と関連しており、政府が「公的資金を用いて価格変動を平準化し、価格が低いときに買い、高いときに売る」ことで、穀物や塩など必需品に対する私的投機を抑制するものであつた<sup>(42)</sup>。かつては武帝の革新と考えられていたが、この政策は西漢初期、恐らく秦帝国にまで遡る<sup>(43)</sup>。

武帝の財政政策は、軍事重農主義国家のほんらいの原則から顕著に逸脱していた。リチャード・フォン・グランによれば、これらは軍事的な人力でなく、経済資源としての動員に基づくものであつて、貨幣による間接税収奪へと転換した重商主義的財政国家の出現を意味するものであつた<sup>(44)</sup>。これらの政策は、統一秦にまで遡る国家歳入の貨幣化傾向がつづいたものであつた。それは、秦の体制下で発展した財政・経済管理技術（家計財産の登録や塩鉄業の国家的管理）を活用するものだった。政府からみれば、これらの新開発された財政措置群は、緊急軍事支出に対応するものであつた。武帝の政策は、前一世紀の朝廷内での論争においてのみならず、伝統的な歴史叙述のなかでも広く批判されたが、帝国の財政的な道具立ての不可欠な一部となつたのである。

## おわりに

中国古代帝国における支配的課税形態は、小農民から余剰生産物を取りたてるかたちでの、低税率の財政体制を特徴とする。<sup>(45)</sup>とくに北宋時代（九六〇～一一二七年）を含む何度かの中断はあったが、かかる体制は明清時代（一三六八～一九一一年）までつづいた。よってそれは、帝政中国国家史の大半の財政基盤だった。<sup>(46)</sup>本稿で論じたように、この財政体制が長命だった理由のひとつは、それが中央集権国家、他方では帝国官僚を構成し地方における政府財政代理人として機能したエリート層との間の経済的・政治的妥協を反映していたからである。この組織形態は、おもに帝国の版図の大きさによって決まっており、その広大さゆえに官吏行動の監視や課税基盤情報の収集には過大な費用がかかった。中央政府は、国家機構への参加を促すべく、地方の支配者に強いインセンティブを与えるしかなかった。

この「帝国財政コンセンサス」の核心的要素は、国家―エリート間での交渉と暴力的衝突を伴う、二世紀に及ぶ財政実験を経て結晶化した。もつとも顕著な出来事は、秦の崩壊であり、ここでいう「帝国財政転換」をもたらした。この転換はすでに短命の秦の行政・財政展開によってあらかじめめざされていた。すなわち、地方任用の原則が普及し、現物税は

徐々に貨幣化され、労役代替市場が拡大し、公的部門は私的市場との関与を強めた。しかし、人的資源と物的資源に対する直接統制や、比較的限定された課税基盤に対する集中的監視といった根本的財政原則を改訂するには、国家経済の大部分の暴力的破壊と、非秦系の新世代中央官僚の台頭が必要だった。

ただし秦財政モデルの失敗は、その仕組みが後統の王朝で放棄されたことを必ずしも意味しない。帝国財政体制は、発達した貨幣経済と比較的低く安定した国家支出水準を条件として成立した。これらの条件のいずれかが欠けると、国家は財政危機に直面し、それを管理するために緊急政策を実施せざるを得なくなった。武帝や後世の多くの統治者が学んだように、こうした政策はつねに富裕層の資産を標的とし、結果、大地主と大商人の強い抵抗に遭遇した。前漢末までに彼らはどうに地方官僚層と結びついていたふつう政府当局はこれら強力な集団を長期にわたって向こうに回す余裕はなく、緊急財政政策は政府の即時的財政破綻の脅威が去ると、しばしば旧態に回帰せざるをえなかった。

だが、かかる「重商主義的」解決策すら、貨幣流通が衰退・中断している時期に軍事支出などを増加させる必要が生じれば、利用不可能だった。これら二つの条件が重なると、エリート層は不満を抱く批判者から体制の死敵へと変わり、体制は農民社会との直接的紐帯を築こうとする急進的社会経済水準

化政策を開始することとなった<sup>(4)</sup>。かくして国家統治者たちは本質的に戦国秦モデルの核心的原理と政策に回帰したのである。すなわち、土地を含む各種の経済的再分配スキームを伴う国家主導の社会工学、課税基盤と地方国家代理人の厳格監視、そして国家経済部門における徒役を含む無給労働の大規模動員である<sup>(48)</sup>。帝国財政体制は、中国帝国史の大部分において規範的でありつづけたが、統制経済型と市場志向型の经济管理政策のあいだの周期的変動は、戦国秦型の経済組織が、とくに深刻な経済危機や、国家とエリートとのあいだの関係が緊張している期間に、帝国構築者たちにとって持続的にイデオロギー的かつ実践的魅力を放っていたことをしめしている(了)。

注

- (1) 漢初の官吏俸給に関する律は、中央政府の直接支配下の地域に限定され、諸侯国の官吏は、皇帝でなく各君主から俸給を受けていたことをしめす(陳蘇鎮「漢初王国制度考述」『中国史研究』二〇〇四年第三期、三三三～三五頁)。当該律文については、彭浩・陳偉・工藤元男『二年律令与奏讞書——張家山二四七号漢墓出土法律文獻釈讀——』(上海古籍出版社、二〇〇七年、二五七～二九五頁)、『Barbieri-Low, Anthony and Yates, Robin, D.S., Law, State, and Society in Early Imperial China: A Study with Critical Edition and Translation of the Legal Texts from Zhangjiaoshan Tomb no.247 (Leiden: Brill, 2015): 951-1083』。官吏の俸給は政府支出の主要項目のひとつだった。Scheidel, Walter, "State Revenue and Exditure in the Han and Roman Em-

pires," In W. Scheidel ed., *State Power in Ancient China and Rome* (Oxford: Oxford University Press, 2015): 150-180. 地方諸侯が租税負担を減らして移民を誘致しようとした例は『史記』卷一〇六呉王濞列伝(二八二二頁)。

(2) 『漢書』卷二四食貨志下(一一五二～一一五七頁)。

(3) 呂后期(前一九五年～前一八〇年)と文帝期(前一八〇年～前一五七年)に行われた、刑徒数を削減して維持費を節約するための法制改革については宮宅潔(楊振紅他訳)「労役刑体系的結構と変遷」『中国古代形制史研究』広西師範大学出版社、二〇一六年、一四〇～一五八頁)。徴兵制廃止についてはLewis, Mark, "The Han Abolition of Universal Military Service," In H. Van de Ven, Hans, ed., *Warfare in Chinese History* (Leiden: Brill, 2000): 35-76.

(4) 最近の研究としては渡邊信一郎『中国古代の財政と国家』(汲古書院、二〇一〇年)、郭浩『漢代地方財政研究』(三党大学出版社、二〇一一年)、臧知非『秦漢賦役与社会控制』(三秦出版社、二〇一二年)、Lewis, Mark, "Early Imperial China, from the Qin and Han through Tang," In A. Monson and W. Scheidel eds., *Fiscal Regimes and the Political Economy of Premodern States* (Cambridge: Cambridge University Press, 2015): 282-307, Glahn, Richard von, *The Economic History of China: From Antiquity to the Nineteenth Century* (Cambridge: Cambridge University Press, 2016): 100-20.

(5) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年、五一頁、第一三七・一四〇簡)、Hulsewé, Anthony, *Remnants of Ch'in Law: An Annotated Translation of the Ch'in Legal and Administrative Rules of the 3rd Century B.C. Discovered in Yun-meng Prefecture, Hu-pei Province, in 1975* (Leiden: Brill, 1985): 68-69. Korolkov, Maxim, "Between Command and Market: Credit, Labor and Accounting in the Qin Empire (221-207 B.C.E.)," In E. Sabatini and C. Shwermann

- eds., *Between Command and Market: Economic Thought and Practice in Early China* (Leiden and Boston: Brill, 2022): 162-243.
- (6) 臧知非注(4)前掲書(一五七頁)。
- (7) 統一秦の地方行政は、自らの管轄下の刑徒を私的に貸し出し、その食糧経費を節約することが認められていた。逆に、追加の労働力が必要な場合、市場での奴隷購入で補填もできた(睡虎地秦墓竹簡整理小組注(5)前掲書(三二二頁、第四八簡)。陳偉『里耶秦簡牘校釈』第一卷(武漢大学出版社、二〇一二年、三〇六―三〇七頁、第8-1287簡、三六七頁、第8-1604簡)。
- (8) Hsing, I-tien, "Qin-Han Census and Tax and Corvée Administration: Notes on Newly Discovered Materials," In Y. Pines et al. eds., *Birth of an Empire: The State of Qin Revisited* (Los Angeles: University of California Press, 2014): 173。
- (9) 更賦の詳細については、徴収税額や、納付義務を負う社会集団の定義等、多くの重要な点が依然議論されている。たとえば高敏『秦漢史論集』(鄭州出版社、一九八二年、七七頁)。
- (10) Wang, Helen, "Official Salaries and Local Wages at Juyan, North-West China, First Century BCE to First Century CE," In L. Lucassen ed., *Wages and Currency: Global Comparisons from Antiquity to the Twentieth Century* (Bern and Berlin: Peter Lang, 2007): 67-68.
- (11) 陳偉『里耶秦簡牘校釈』第二卷(武漢大學出版社、二〇一八年、一五二―一五三頁、第9-543+9-570+9-835簡)。
- (12) 彭他注1前掲書(一八七―一八八頁、第二四〇―二四一簡。一九三頁、第二五五簡)。Barbieri-Low and Yates 注(1)前掲書(第二卷、六〇六―六九七頁、七〇〇―七〇一頁)。
- (13) 牛を放牧して他人の土地に侵入した場合の法的取扱いの相異にも注意すべき。秦律では家畜没収だったが、同一内容の漢代規定では罰金銭で、国家がもはや家畜群の拡大に関心をもっていなかったことを示唆する(中国文物研究所・湖北省文物考古研究所『龍崗秦簡』(中華書局、二〇〇一年、一〇七頁)、第一〇二簡。彭浩等注(1)前掲書(一九二―一九三頁、第二五三―二五四頁)。
- (14) Scheidel, Walter, "Slavery and Forced Labor in Early China and the Roman World," In H. J. Kim, F. Verraet, and S. F. Adali eds., *Eurasian Empires in Antiquity and the Early Middle Ages: Contact Exchange between the Graco-Roman World, Inner Asia and China* (Cambridge: Cambridge University Press, 2017): 146.
- (15) 『漢書』卷二三刑法志(一〇九九頁)。
- (16) 游逸飛「説『繫城旦舂』——秦漢刑制度新論——」(『新史学』第二〇卷第三期、二〇〇九年、四二―四四頁)。
- (17) 宮宅注(3)前掲論文(一四七―一五一頁)、游注(16)前掲論文(四三頁)、孫文博「秦及漢初的司寇与徒隸」(『中国史研究』二〇一五年第三期、七三―九六頁)。
- (18) 孫文博注(17)前掲論文(七三―九六頁)。
- (19) 山田勝芳『秦漢財政收入の研究』(汲古書院、一九九三年、五八頁)。
- (20) 『史記』卷一〇孝文本紀(四三七―四三八頁)、『漢書』卷四文帝紀(一三四―一三六頁)、『漢書』卷五景帝紀(一五三頁)。前漢政治史の5つはLoewe, Micallef, "The Former Han Dynasty," In D. Twitchett and M. Loewe eds., *The Cambridge History of China Vol. 1: The Ch'in and Han Empires, 221 B.C. - A.D. 220* (Cambridge: Cambridge University Press, 1986): 110-152.
- (21) 『漢書』卷二四食貨志上(一一三五頁)。
- (22) 戦国東部における定額地租の適用は楊振紅「從新出簡牘看秦漢時期的田租徵收」(『簡帛』第三輯、二〇〇八年、三三二―三四二頁)。
- (23) 高祖が秦法の簡素化に強く取り組んだ点は、たとえば『漢書』卷二三刑法志(一〇九六頁)。
- (24) 湖北省文物考古研究所『江陵鳳凰山西漢簡牘』(中華書局、二〇

- 一二年、九七～一〇二頁)。裴錫圭「湖北江陵鳳凰山十号漢墓出土簡牘考釈」(『文物』一九七四年第七期、四九～六三頁)、邢2014: 165-166
- (25) 高敏注(9)前掲論文。
- (26) 宮宅潔「漢代官僚組織的最下層——官、与、民、之間」(『中国古代法律文献研究』第七号、二〇一三年、一二七～一六一頁)。
- (27) 宮宅潔注(26)前掲論文(一六〇～一六一頁)。
- (28) 漢の算賦導入に関する『漢書』卷一高祖本紀如淳注(三世紀)は、たとえば『漢書』卷一高祖本紀(四六頁)。
- (29) 概説についてはNishijima, Sadao, "The Economic and Social History of Former Han," In D. Twitchett and M. Loewe eds., *The Cambridge History of China Vol. 1: The Ch'in and Han Empires, 221 B.C. - A.D. 220* (Cambridge: Cambridge University Press, 1986): 593.
- (30) 嚴耕望『中国地方行政制度史——秦漢地方行政制度——』(中央研究院歷史語言研究所、一九六一年、三四五～三八三頁)、廖伯源『簡牘与制度』(広西師範大学出版社、二〇〇〇年、八二～八九頁)。
- (31) Korolkov, Maxim, "Greeting Tablets in Early China: Some Traits of the Communicative Etiquette of Officialdom in Light of Newly Excavated Inscriptions," *T'oung Pao* 98 (2012): 311-325.
- (32) 宣帝は四九年付の詔書で、地方官が虚偽の帳簿を提出しているとは非難した(『漢書』卷八宣帝紀、二七三頁)。だが有効な手立てはなく、この状況は以後も同様だった。
- (33) 高大倫「尹湾漢墓木牘・集簿・中戸口統計資料研究」(『歴史研究』一九九八年第五期、一一〇頁)、邢義田注(8)前掲論文(一八二～一八四頁)。
- (34) 連雲港市博物館・東海県博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・中国文物研究所編『尹湾漢墓簡牘』(中華書局、一九九七年、七七～七八頁)、Scheidt注(1)前掲論文(一七八～一八〇頁)。
- (35) Glahn注(4)前掲書(一一三～一二〇頁)。
- (36) 呉楚七国の乱の際、戦闘の大部分は反乱側の地方諸侯と忠誠を保った地方諸侯の間で行われ、中央政府軍の関与は限定的だった。Loewe注(20)前掲論文(一四一～一四二頁)。
- (37) 武帝による北方での戦役および中央アジア遠征の詳細と費用の推計はChang, Chun-shu, *The Rise of the Chinese Empire. Vol. 2: Frontier, Immigration, and Empire in Han China, 130 B.C. - A.D. 157* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 2007)。
- (38) 当該論争についても詳細に記したのは桓寛『塩鉄論』で、そこには武帝の財政政策の支持者と批判者との論争が記録されている。当該論争は昭帝(在位前八七年～前七四年)の朝廷で前八一年に行われた。王利器『塩鉄論』(中華書局、二〇一一年)。
- (39) 『漢書』卷二四食貨志下(一一六六～一一六七頁)。
- (40) 新法施行を命ぜられて郡に派遣された官僚は「酷吏」とよばれたが、これは地方エリートが武帝の財政政策に抱いていた感情を反映する(『史記』卷一二酷吏列伝、三二三五～三一五四頁)。
- (41) 『漢書』卷二四食貨志下(一一六五～一一六六頁)、西嶋注(29)前掲論文(六〇三頁)。
- (42) 『漢書』卷二四食貨志下(一一六七～一一六八頁)、Glahn注(4)前掲書(一一六頁)。
- (43) 張家山漢簡には「均輸律」が含まれる(彭浩等注(1)前掲書、一八〇～一八二頁、第二二五～二二七簡、Barbieri-Low and Yates注(1)前掲書、第二卷、六六七～六七七頁)。この語は近刊の里耶秦簡にもみえ、洞庭郡内での刑徒の配分をさす(湖南省文物考古研究所『里耶秦簡(貳)』文物出版社、二〇一七年、六頁、第9-23簡)。この語は岳麓書院藏秦簡「亡命律」(第一〇簡)にもみえる(陳松長編『岳麓書院藏秦簡』第四卷、上海辭書出版社、二〇一五年、四二頁、第一〇簡)。秦代官職名の一部にも「均輸」関連の職務を

示唆するものがみえる（張春龍「里耶秦簡第九層選読」、『中国簡帛学国際論壇二〇一二：秦簡牘研究』武漢大学出版社、二〇一二年）、Barbieri-Low and Yates 注（一）前掲書（第一巻、六七〇頁）。

(44) Glahn 注（４）前掲書（二一八頁）。

(45) Lewis 注（４）前掲論文（二八二頁）。

(46) 北宋期における重商主義的財政政策および商業課税の復活については、Glahn 注（４）前掲書（二二六～二三五頁）。後期帝国における課税については、Deng, Kent Gang, “Imperial China under the Song and late Qing,” In A. Monson and W. Scheidel eds., *Fiscal Regimes and the Political Economy of Premodern States* (Cambridge: Cambridge University Press, 2015): 308-341.

(47) 暴力、とくに大規模な戦争を富の平準化の主要な原動力とみる近年の分析は Scheidel, Walter, *The Great Leveler: Violence and History of Inequality from the Stone Age to the Twenty-First Century* (Princeton: Princeton University Press, 2017)。中国の場合、より具体的には「王朝循環」末期に発生した大規模な農民戦争が「庶民の境遇改善に寄与した」とされる。Pines, Yuri, *The Everlasting Empire: The Political Culture of Ancient China and its Imperial Legacy* (Princeton: Princeton University Press, 2012): 161.

(48) 明初は、第一回の財政転換期に形成された財政制度が再生産された、もともと鮮明な例のひとつ、Huang, Ray, “The Ming fiscal Administration” In D. Twitchett and F. Mote eds., *The Cambridge History of China*, Vol.8 (Cambridge: Cambridge University Press, 1998): 117-139。Glahn 注（４）前掲書（二八五～二八八頁）。秦型計画経済のもうひとつのより近年の再現は、一九五〇年代中国の経済・社会の共産主義的再編過程にみられた。当時は秦の改革者商鞅と始皇帝への強いイデオロギー的言及が伴った。Teiwes, Frederick, “Establishment and Consolidation of the New Regime,” In R. MacFarquhar and J. Fair-

bank eds. *The Cambridge History of China Vol.14: The People's Republic.*

*Part I: The Emergence of Revolutionary China 1949-1965* (Cambridge: Cambridge University Press, 1987); Pines, Yuri, *The Book of Lord Shang: Apologetics of State Power Early China* (New York: Columbia University Press, 2017): 109-110.

マキシム・コロロフ（チュービンゲン大学リサーチフェロー）  
柿沼陽平（早稲田大学文学学術院教授）

『史滴』論文投稿規定（雑誌掲載）

- 一. 投稿資格は早稲田大学東洋史懇話会会員に限ります。
- 二. 原稿枚数は、本論・注・地図などあわせて四〇〇字詰め原稿用紙八〇枚以内とし、和文要旨（一二〇〇字以内）、英文タイトル、英文氏名、執筆者紹介資料を添え、ご提出下さい。
- 三. 本誌は一頁二段組で、一頁あたり五四字×二三行、一二四二字（四〇〇字詰め原稿用紙三枚）として換算いたします。また、図版は一段あたり原稿用紙一.五枚として換算しております。
- 四. 原稿のご提出にあたりましては、打ち出し原稿とデータを添え、本会宛にご郵送下さい。
- 五. 提出原稿の執筆に際しては、必ず執筆要領の規定に従って下さい。同要領は請求次第、送呈いたします。
- 六. 締切期日は七月末日とします。査読委員による審査をへて掲載を決定いたします。

〈複写される方へ〉

〈複製される方へ〉

早稲田大学東洋史懇話会では、複写複製、転載複製及びAI利用に係る著作権を一般社団法人学術著作権協会に委託しています。

当該利用をご希望の方は、（社）学術著作権協会（<https://www.jaacc.org/>）が提供している許諾システムを通じてご申請下さい。

〈How to Obtain Permission〉

Waseda University Toyoshi-Konwakai authorized Japan Academic Association For Copyright Clearance (JAC) to license our reproduction rights, reuse rights and AI ML rights of copyrighted works. If you wish to obtain permissions of these rights in the countries or regions outside Japan, please refer to the homepage of JAC (<http://www.jaacc.org/en/>) and confirm appropriate organizations to request permission.

史  
滴

第  
四  
十  
七  
号

2025年12月20日印刷      2025年12月30日発行  
編集兼発行 早稲田大学東洋史懇話会  
印刷所 富士リプロ株式会社  
〒101-0048 千代田区神田司町2-14  
発行所 早稲田大学文学部アジア史コース室  
〒162-8644 新宿区戸山1-24-1  
URL <https://dpt-bun-tousi.w.wasedaa.jp/konwa/>  
E-mail: [wkonwakai@gmail.com](mailto:wkonwakai@gmail.com)